

# いじめから子供たちを守るために

～ 子供たちの心に寄り添ういじめの予防・発見・解決 ～

## 保護者・地域の皆様へ

幼稚園・学校は、集団での学習や生活を通して、社会でよりよく生きていくための力を身に付けるところです。集団生活の中で、友達関係の悩みや困難に直面し、それを解決していく経験も、豊かな心やコミュニケーションの力を身に付けていくためには重要です。



しかし、「いじめ」は決して許されることではありません。「いじめ問題」は、いじめに関わった全ての子供たち（被害者、加害者、観衆、傍観者）の人格形成に少なからず影響を与え、場合によっては人と人との関係を断ち切るだけではなく、かけがえない子供の命を奪うこともある重大な人権問題です。

「いじめ」の未然防止、早期発見、早期解決、再発防止のためには、学校と家庭、地域、関係機関等が「いじめ」についての認識を共有し、連携して取り組むことが必要です。

この「いじめから子供たちを守るために」のリーフレットは、保護者や地域の皆様が、ご家庭、地域において、子供たちと共に「いじめ問題」について考えるきっかけづくりとなることを目指して作成しました。全ては明日の墨田区を支える子供たちの笑顔のために。

## 「いじめ」ってどんなこと？

法律では「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 平成25年）」とされています。

## 家庭や地域では何をすればいいの？

墨田区では、条例で保護者や地域の役割を次のように定めています。

### 【保護者の責務】

- 保護者は、子の教育について第一義的に責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 保護者は、区、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

### 【地域住民の役割】

- 地域住民及び事業者は、国、東京都及び区が実施するいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。 【墨田区いじめ防止対策推進条例（平成26年12月10日制定）】

いじめをしない子供を育てるためには、保護者の働き掛けが何よりも重要になります。

墨田区教育委員会事務局指導室

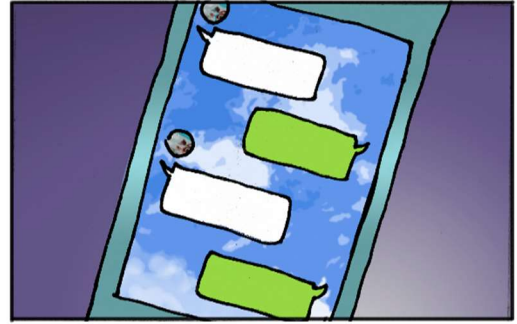
令和4年4月

いじめの認知件数は前年より減っているのに

## 「ネットいじめ」や「SNS いじめ」が増加傾向

コロナ禍で家にいる時間が長くなったこともあり、ネット上やSNSでのやりとりからグループ内での中傷や無視、ときには個人情報の拡散などといったトラブルにつながるケースが増えています。

小学生、中学生のスマホ所有率の増加に伴い、ネットいじめも低年齢化しています。



### 事例① 画像をいたずら加工し、隠し撮り動画と加工した動画を拡散

クラスのリーダー格の子が、裏サイトでSNSグループを作ったことがきっかけでいじめが始まった。

加害者の子供たちは、いじめの対象になった子を隠し撮りし、顔をアプリで変形したり老けさせたりして、どれが一番おもしろいかグループ内で共有し、楽しんでいた。体育の創作ダンス等も隠し撮りし、それを学校名が分かる形で動画投稿サイト上にアップするところまで、いじめはエスカレートした。



### 事例② 「なりすまし」投稿によって濡れ衣を着せられた

△学校のC君は、○学校のA君が気に入らなかったため、○学校のB君になりすまし、ネット上に「○学校のA君が万引きをしている。」と、ウソの書き込みをした。

A君が「万引きなんてしていない。なんでウソを書いたんだ。」とB君を問い詰めたところ、B君は書き込んでいないことが分かった。

詳しく調べると、△学校のC君の仕業だと判明し、A君とB君の両方が被害を受けた。

### 事例③ 顔が見えない相手からの誹謗中傷



Dさんは有名なネット配信者のマネをして「歌ってみた」、「踊ってみた」という内容の動画をアップした。

この動画のコメント欄に、Dさんの容姿や発言に対して否定的なコメントが書き込まれことをきっかけに、徐々に誹謗中傷が増え、言葉も過激になっていった。

相手の顔が見えないため、書き込んだのが見ず知らずの他人かもしれないし、親しい友だちが匿名のアカウントを使っているのかもしれないため、『自分は世間から嫌われているんじゃないか』と不安になって、精神的に追いつめられていった。

インターネットやSNS等は子供たちの生活スタイルや人間関係作りの面で大きく影響を与えています。こうした中で、インターネット上で行われる「新しい形のいじめ問題」が深刻化してきています。子供たちを「ネット上のいじめ」から守るためにも、保護者が責任をもって子供たちの利用環境を管理しましょう。

# いじめ問題に対する、学校での取組

## 未然防止のために

- 学校いじめ防止基本方針の策定、共通理解
- 学校いじめ対策委員会の設置、開催
- いじめに関する授業の実施（年3回以上）  
そのうち、1回は、「いじめ防止授業地域公開講座」として実施
- いじめに関する校内研修（年3回以上）
- 保護者会等で保護者プログラムの実施
- 情報モラル指導モデルカリキュラムを活用した授業の年3回実施や情報リテラシー教育の推進（SNS学校ルールの指導）



## 早期発見のために

- 「いじめ」の定義に対する共通理解
- 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底
- 学級担任等による子供への声掛け、日常生活の観察
- 学級担任による定期的な個人面談の実施・保護者会
- 毎月10日は「すみだ いじめ防止の日」 いじめ問題について考える時間を確保
- いじめ発見のためのアンケート調査の実施（年3回以上）
- スクールカウンセラーによる全員面接の実施（小学5年、中学1年対象）
- 外部関係機関の周知

## 早期対応・早期解決のために

- 学校いじめ対策委員会で対応方針等を決め、組織で対応
- 被害の子供の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
- 加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等
- 観衆や傍観者も対象とした指導により再発を防止
- 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応
- 対応記録のファイリング
- 一定期間の指導、観察を経てのいじめの解消の確認



## 「学校いじめ対策委員会」とは？

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等で構成されます。

個々のいじめの事案やいじめの疑いのある事案について、現状と対応の進捗状況を確認し、今後の対応策を決定し、校長に報告をします。いじめ問題について、教員個人で対応するのではなく、この委員会を核として、組織的に解決を図っていきます。

いじめは、

「どの学校にも」、「どの学級にも」、「どの子にも」起こり得るという認識をもち、校長の強いリーダーシップの下、全教職員が一丸となって組織的に対応していきます。



# いじめから子供たちを守るために

## 一人じゃない みんなが、子供を守ります



### ① まずは、幼稚園・学校の先生に相談を！

- 子供のことで心配なこと、悩んでいることがあったら、一人で抱え込まずに、幼稚園・学校の先生に相談しましょう。幼稚園・学校では、園長・校長を中心に組織的にいじめ問題の解決を進めています。
- 家族、保護者、地域の方などに相談することも大切です。

### ② 都内・墨田区内の関係機関

- 墨田区や都内には、様々な相談関係機関があります。

不安や悩みがあるときは… 一人で悩まず、相談しよう

東京都立学校用 令和4年3月版

<p><b>東京都いじめ相談ホットライン</b></p> <p>いじめ、茶室投、袋次騒音、製菓庫害、盲導犬害等に関する相談</p> <p>24時間対応 <b>0120-53-8288</b></p> <p>メール相談 東京都 教育相談 検索</p> <p>東京都教育相談センターホームページの「メール相談」をクリック</p> <p>東京都教育相談センター</p>	<p><b>相談はっとLINE@東京</b></p> <p>都内の中学生・高校生向けのSNS相談</p> <p>令和3年5月31日(月)まで 毎日 9:00~23:00</p> <p>6月1日(火)から 毎日 16:00~23:00</p> <p>東京都教育委員会 ※受付は22:30まで</p>	<p><b>墨田区相談機関</b></p> <p>子供の性格や行動、学校生活、子育て等に関する相談</p> <p>すみだスクールサポートセンター 9:00~16:30</p> <p>墨田区いじめ電話相談窓口(上記時間外) 電話 03-3613-0127</p> <p>教育相談室 電話 03-5247-2012</p> <p>子育て支援総合センター 電話 03-5630-6351</p> <p>墨田区・墨田区教育委員会</p>
<p><b>24時間子供SOSダイヤル</b></p> <p>いじめの問題やその他の子供に関する相談全般</p> <p>フリーダイヤル 24時間対応 <b>0120-0-78310</b></p> <p>全国統一ダイヤル</p>	<p><b>よいこに電話相談</b></p> <p>学校、子育て等、子供に関する相談全般 よいこに</p> <p><b>03-3366-4152</b></p> <p>聴覚言語障害者相談(FAX) 03-3366-6036</p> <p>平日 9:00~21:00 土日祝日 9:00~17:00 (年末年始を除く)</p> <p>東京都児童相談センター</p>	<p><b>話してみなよ 東京子供ネット</b></p> <p>いじめ、体罰、虐待等の子供の人權侵害に関する相談</p> <p>フリーダイヤル 話してみなよ <b>0120-874-374</b></p> <p>平日 9:00~21:00 土日祝日 9:00~17:00 (年末年始を除く)</p> <p>東京都児童相談センター(子供の権利擁護専門相談室)</p>
<p><b>考えよう!いじめ・SNS@Tokyo</b></p> <p>いじめ防止とSNSの適切な利用に役立つウェブサイト・アプリ</p> <p>◆「こころ空手チェックアプリ」を使って、東京都いじめ相談ホットラインに電話ができます。</p> <p>◆こたエールのネット相談受付フォームにつながります。</p> <p>考えよう!いじめ SNS 検索</p> <p>東京都教育委員会</p>	<p><b>こたエール</b></p> <p>ネット・ケータイのトラブル相談 なやみゼロに</p> <p>電話相談 <b>0120-1-78302</b></p> <p>LINE相談 アカウント名「相談はっとLINE@東京」</p> <p>メール相談 こたエール 検索</p> <p>月~土 15:00~21:00(祝日・年末年始を除く)</p> <p>LINE相談は20:30まで受付 メール相談は24時間受付</p>	<p><b>ヤング・テレホン・コーナー</b></p> <p>非行、いじめ、不登校、犯罪被害等に関する相談</p> <p>24時間対応 <b>03-3580-4970</b></p> <p>◆月~金 8:30~17:15 専門の担当者(心療職・警備員)</p> <p>◆夜間、土日祝日 宿値の警備員 が対応</p> <p>警視庁 少年相談室</p>
<p><b>こころの電話相談室</b></p> <p>子供の行動や心の発達等に関する相談</p> <p><b>042-312-8119</b></p> <p>月~木 9:30~11:30 13:00~16:30 (金土日祝日、年末年始を除く)</p> <p>東京都立小児総合医療センター</p>	<p><b>こころの電話相談</b></p> <p>心の健康に関する相談 平日9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く)</p> <p>港、新宿、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷、中野、杉並、練馬</p> <p>03-3302-7711</p> <p>千代田、中央、文京、台東、墨田、江東、豊島、北、荒川、板橋、足立、東葛、江戸川、葛しよ地域</p> <p>03-3844-2212</p> <p>多摩地域 (23区、葛しよ地域以外)</p> <p>042-371-5560</p> <p>東京都立精神保健福祉センター</p>	<p><b>学校問題解決サポートセンター</b></p> <p>保護者向け相談窓口</p> <p><b>03-3360-4195</b></p> <p>平日 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)</p> <p>東京都教育相談センター</p>

不安や悩みは誰にでもあります。身近にいる信頼できる大人や、上にある相談機関に相談してみましょう。

### 墨田区のSNSを活用した相談窓口

平日 午後5時から午後10時

長期休業日前後の相談については学校からの通知やアプリ上で確認できます。

※アクセスコードは各学校からの通知を参照してください。



iOS



Android

リーフレット「いじめから子供たちを守るために」

発行年月

令和4年4月

発行者

墨田区教育委員会事務局指導室

所在地

墨田区吾妻橋1-23-20

電話

5608-6307

印刷所

株式会社 コトブキ